

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

○救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件	六	○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業を廃止した旨届出があった件	七
○土地収用法により事業の認定をした件	七	○障害者自立支援法による指定相談支援事業者を指定した件	七
○道路の区域を変更する件二件	七	○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	八
○道路の供用を開始する件	七	福島県教育委員会	八
公 告		○一般競争入札を行う件	八
○一般競争入札を行う件	六	正 誤	
○特定非営利活動法人の設立の認証	六	○平成二十一年二月三日付け定例第二千五百二十二号中	八

告 示

福島県告示第八十号
 救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十一年一月三十一日救急病院として認定した。
 平成二十一年二月十日

名称	所在地
独立行政法人労働者健康福祉機構 福島労災病院	福島県知事 佐藤 雄平 認定有効期限 いわき市内郷沼尻三 平成二十四年一月三〇日

福島県告示第八十一号

(医療看護課)

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。
 平成二十一年二月十日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 起業者の名称 田村市
- 二 事業の種類 早稲川生活改善センター多目的交流施設建設事業
- 三 収用又は使用の別を明らかにした起業地

- 1 収用の部分 福島県田村市大越町早稲川字前田地内
- 2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性
 早稲川生活改善センター多目的交流施設建設事業(以下「本件事業」という。)は、地方公共団体が設置する公園その他公共の用に供する施設に関する事業であることから、法第三条第三十二号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。
 2 法第二十条第二号の要件への適合性
 本件事業の起業者である田村市は、本件事業の施行に必要な予算措置を講じていることから、本件事業を施行する能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。
 3 法第二十条第三号の要件への適合性

(一) 得られる公共の利益
 田村市では、平成十九年三月に「あぶくまの人・郷・夢を育むまち」はつらつ高原都市 田村市」を実現するための指針として「田村市総合計画」を策定しており、その具体的な施策として市民参加の郷づくり・まちづくりの推進に努めている。

事業を計画している早稲川生活改善センター(以下「当センター」という。)は、早稲川地区七十九戸における唯一の集会施設であり、この施策を実現するための重要な施設である。

しかし、当センターは築後三十五年が経過しており、その老朽化は著しく、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)等が定める新耐震基準を満たしていないため、利用者の安全面に問題がある。

また、当センターのように子供から高齢者までの地域住民が幅広く利用する施設においては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)において、施設設置管理者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされており、高齢者を含むすべての利用者が使いやすい安全な環境を整備する必要がある。

本件事業は、このような環境を早急に改善し、生活環境の整備を図り、地域住

民が健康で快適な生活ができるよう、田村市総合計画に掲げるコミュニティ活動の活性化を目的として整備するものであり、本件事業の完成により地域のコミュニティ活動の推進と、地区住民の円滑な活動に寄与するものである。
したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(二) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）等により保護のため特別の措置を講ずべき動植物について、起業者が福島県自然保護課に照会したところ、起業地周辺にレッドデータブックふくしまにより希少に区分されている「ツジベゴヘイゴケ」の生息が確認されているが、起業者は事業の実施において発見された場合には、適切な保全措置を講ずることとしている。

また、本件事業地内においては、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は確認されていないが、周知の埋蔵文化財包蔵地に隣接することから、起業者は田村市教育委員会等と調整を図り、必要に応じて適切な措置を講ずることとしている。
したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性

本件事業の起業地については、田村市大越町早稲川地内において、利用者の利便性、事業費等を考慮して選定した三つの候補地について比較検討が行われており、社会的、機能的、経済的観点から総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

また、本件事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理性があると認められる。
以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性

3の(一)で述べたように、当センターは、老朽化が著しく、現在の建築基準法が定める耐震基準を満たしておらず、利用者の利便性、安全の確保等に支障をきたしていることから、できるだけ早期に本件事業の完成を図る必要があると認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。
本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認

められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。
したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断される。

五 起業地を表示する図面の長期縦覧の場所

田村市大越行政局産業建設課

(土木総務課用地室)

福島県告示第八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十一年二月十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十一年二月十日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道熊倉 塩川線	喜多方市塩川町大字小 府根字前田二〇番一地 先から	変更前	一〇・〇	四七六・〇
	同 市塩川町大字小 府根字蓮沼三二番四地 先まで	変更後	八・六 一五・五	四七六・〇

(道路計画課)

福島県告示第八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十一年二月十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十一年二月十日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		更後の別		
県道新地 停車場約 師線	相馬郡新地町大字谷地 小屋字中浜田一五六番 地先から 同 郡同 町大字谷地 小屋字釣師八番一地先 まで	変更前	五・〇〇 一・一・〇	一一〇〇・〇
		変更後	六・〇〇 一・二六・〇	一一〇〇・〇

(県路計画課)

福島県告示第八十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で平成二十一年二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年二月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道飯野三春石川線	石川郡玉川村大字南須釜字滝作三七番一 六地先から 同 郡同 村大字南須釜字千五沢一番二地 先まで	平成二十一年二月 一一日

(県路計画課)

公 告

公告64号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける県庁舎等清掃業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成21年2月10日

福島県知事 佐藤 雄 平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の件名及び数量 県庁舎等清掃業務 一式
- (2) 調達案件の様態等 入札説明書及び仕様書による
- (3) 履行期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - 次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
 - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - (3) 地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき知事が定めた次に掲げる資格を有する者であること。
 - ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下「ビル管理法」という。)第12条の2第1項第1号又は第8号の事業について同項の規定により都道府県知事の登録を受けていること又は平成21年4月1日に登録を受けていることが確実であること。
 - イ ビル管理法第12条の2第1項第7号の事業について同項の規定により都道府県知事の登録を受けていること又は平成21年4月1日に当該登録を受けていることが確実であること。
 - ウ ビル管理法第2条に規定する特定建築物又は医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院において、業務対象延べ床面積10,000平方メートル以上の清掃業務を、平成18年1月1日以降、12月以上継続して履行した実績を有すること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加資格確認申請書及び2の(3)に掲げる資格を有することを証明する書面を平成21年3月4日(水)午後5時30分までに次に掲げる場所に提出し、当該資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県総務部文書管財総室施設管理課
電話024-521-7080
- 4 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、入札書の提出場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
平成21年3月24日(火)午後2時
福島県自治会館8階802会議室 福島市中町8番2号
 - (3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成21年3月23日(月)午後5時30分までに3に掲げる場所に必着のこと。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第219条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成21年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

8 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Prefectural Government Office Cleaning Service 1set
- (2) Time - limit of tender (by hand) : 2 : 00pm, 24 March 2009
- (3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 30pm, 23 March 2009
- (4) Contact point for the notice : Prefectural Building Management Section, Facilities Management Division, General Affairs Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan Tel024-521-7080

(施設管理課)

公告第六十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十一年二月十日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年二月二日
- 二 名称
特定非営利活動法人がんばろう会
代表者の氏名
澤村 秋彦
- 三 主たる事務所の所在地
福島県石川郡平田村大字蓬田新田字新田前百二十五番地
- 四 定款に記載された目的
この法人は、障がい児（者）、高齢者が、個人の特性を尊重しながら自分らしさを失わず社会の一員としての誇りと自信を持ち、のびのびと社会参加していくための支援とサービスに関する事業を行い、福祉増進に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第六十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る次に掲げる障害福祉サービスを廃止した旨届出があった。
平成二十一年二月十日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
ホームケアサービス リシユール	いわき市内 郷綴町秋山 七一一二	有限会社 ホームケア サービス リシユール	福島県いわき市内郷綴町秋山一 九	平成二〇年 十一月三〇日	居宅介護 重度訪問 介護 行動援護	特定なし

(障がい福祉課)

公告第六十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第三十二条第一項の規定により、指定相談支援事業者を次のとおり指定した。
平成二十一年二月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
相談支援事業所陽だまり	相馬市中村字大町三〇	特定非営利活動法人ひまわりの家	相馬市中村字新町一九一	平成二十二年二月一日	相談支援	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者

(障がい福祉課)

公告第六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十一年二月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

福島市土地改良区

退任した役員

役員 氏名

住所

理事 泉田 光一

福島市町庭坂字原際三二番地

同 佐藤 紘一

同上野寺字新田五六番地

同 穴戸 初老

市大笹生字薬師原七九番地の一

同 長南 太一

市松川町浅川字若宮二二番地

同 加藤 健一

市大波字黒志田四一番地

同 菊地 常夫

市笹谷字金屋三七番地

同 齋藤 哲夫

市北沢又字東馬除二一番地

同 紺野 勝昭

市飯坂町平野字道南五番地

同 八木沼一夫

市飯坂町平野字海道下一七番地

同 上川 勇吉

市笹木野字南石田一七番地

同 遠藤 芳雄

市二子塚字上谷地四番地

同 佐久間行夫

市佐倉下字納豆三番地

同 菊田 金治

市上名倉字岡内二八番地

同 加藤 友七

市荒井字目増六番地

同 茂木 豊

市松川町水原字中屋敷八五番地

同 菅野 勇

市松川町沼袋字日向四六二番地

同 大宮 勝博 同 市飯坂町湯野字洞上六番地

同 芳賀憲一郎 同 市町庭坂字荒町二八番地

同 丹治 元幹 同 市松川町字後原七八番地

同 油井 健浩 同 市大笹生字折戸七番地

就任した役員

役員 氏名

住所

理事 泉田 光一

福島市町庭坂字原際三二番地

同 長南 太一

市松川町浅川字若宮二二番地

同 菊地 常夫

市笹谷字金屋三七番地

同 加藤 友七

市荒井字目増六番地

同 加藤 健一

市大波字黒志田四一番地

同 穴戸 初老

市大笹生字薬師原七九番地の一

同 野崎 金雄

市沖高字北ノ前一四番地

同 平井 一夫

市飯坂町平野字重恩寺二八番地

同 遠藤 芳雄

市二子塚字上谷地四番地

同 赤間 又治

市笹木野字鎌古屋前二五番地

同 中原 利彦

市町庭坂字割石二四番地の一〇

同 丹治 元幹

市松川町字後原七八番地

同 佐藤 敏

市松川町水原字小倉三二番地

同 桜井 進

市飯坂町湯野字山坊九番地

同 芳賀憲一郎

市町庭坂字荒町二八番地

同 油井 健浩

市大笹生字折戸七番地

同 菅野 勇

市松川町沼袋字日向四六二番地

(農村計画課)

福島県教育委員会

公告第一号

福島県立会津学鳳高等学校情報教育コンピュータシステムの貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第六十七条の六第一項及び福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。）第二百四十六条第一項の規定により公告する。

平成二十一年二月十日

福島県立会津学鳳高等学校校長 本間 稔

一 入札に付する事項

1 借入物品の名称及び数量 福島県立会津学鳳高等学校情報教育コンピュータシステム一式（搬入、据付け、調整、機器保守等を含む。）

- 2 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 借入期間 平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで
- 4 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- 1 施行令第六十七条の四第一項の規定に該当しない者であること。
- 2 この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- 3 この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。
- 4 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- 5 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の3から5までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

- 1 提出期間 平成二十一年二月十日（火）から同年三月十二日（木）まで（土曜日、日曜日及び同年二月十一日（水）を除く。）の午前八時三十分から午後五時まで
- 2 提出場所 郵便番号 九六五〇〇〇三
福島県会津若松市一箕町大字八幡字八幡一番地の一
福島県立会津学鳳高等学校
電話 〇二四二二二一三四九一

- 3 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便により行うものとし、平成二十一年三月十二日（木）午後五時まで必着とする。

四 契約条項を示す場所等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 三の2に掲げる場所と同じ。

- 2 入札説明会の日時 平成二十一年二月二十三日（月）午後一時三十分
- 3 入札説明会の場所 福島県立会津学鳳高等学校大会議室（福島県会津若松市一箕町大字八幡字八幡一番地の一）
- 4 入札及び開札の日時 平成二十一年三月二十三日（月）午後一時三十分
- 5 入札及び開札の場所 3に掲げる場所と同じ。
- 6 その他 郵便による入札は、不可とする。

五 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号のいづれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- 2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号のいづれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し福島県立会津学鳳高等学校長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成二十一年四月一日以降で予算の執行が可能となったときに入札の効力が生ずる。

九 その他

- 1 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 3 契約書作成の要否 要
- 4 その他 詳細は、入札説明書による。

（財務課施設財産室）

正 誤

ページ	段	行	正	誤
七〇	上	一六	収用	収容

○平成二十一年二月三日付け定例第二千五十二号中